

「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正
する省令案」に関する意見

2011年（平成23年）3月25日

日本弁護士連合会

今般公表された「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令案」（以下「本省令案」という。）に関する日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）の意見は、以下のとおりである。

第1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」ないし「法」という。）附則第41条の規定による「所要の措置」について本省令案が出されたのみで法改正を含む抜本的見直しがなされていないことについて

1 当連合会は、法附則第41条の規定を踏まえ、2010年11月17日付けで「刑事被収容者処遇法『5年後見直し』に向けての改革提言」（以下「改革提言」という。）を公表した。

法施行後4年有余の間の法の施行の状況を見れば、改革提言において述べたとおり、法改正を含む抜本的見直しが必要な事項が多々存在することが明らかになっている。

それは、そもそも、法制定時において、行刑改革会議提言で提言されたが立法化が見送られた事項や当連合会が要求したが認められなかった事項など、もともと法自体が不十分なものであって、法施行後の状況を踏まえれば、法改正が必要となるもののほかにも、法制定後に制定された規則、訓令通達等により、法の趣旨が狭められたり、運用によって法の趣旨が没却されてしまっているために、法に明記されるべき事項、法制定時以降5年近くの実施状況により新たに立法化することが必要となった事項等、多岐にわたる。

2 それにもかかわらず、今回、法務省が法附則第41条の規定による「所要の措置」の一つとして提案されたものは、法改正を伴わないものであって、それだけでも極めて不十分である。

また、本省令案自体、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）について、わずか6項目のものにすぎない。

当連合会が改革提言において行った提言は、大項目だけでも46項目に渡っ

ている。これら改革提言で当連合会が提起した事項は、いずれも、現在の刑事施設の実態を改革する上で、必要不可欠なものばかりである。

- 3 今回、法務省が法附則第41条の「所要の措置」の一つとして本省令案のみを提案していることは、当連合会が提起した改革提言のほとんどすべてについて、「所要の措置」を講ずる必要なしとするものであって、当連合会としては到底容認しかねるものであり、今後、改革提言に従った法改正を含む抜本的改革を、あらためて強く求めるものである。また、現行の附則第41条と同じ規定を今一度規定することについても、あらためて求めるものである（改革提言46）。

第2 パブリックコメント（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部改正案について）

第1で述べたことについては、今後も引き続き求めることとした上で、本省令案に関し、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

1 刑事施設視察委員会の意見の尊重（規則第6条の2の新設関係）

そもそも、刑事施設視察委員会（以下「委員会」という。）は、第三者機関である委員会が刑事施設の運営の実情を把握した上で意見を述べ、刑事施設の長がその意見を生かして刑事施設の適正な運営に資するために設けられた制度である。

したがって、刑事施設の長は、それが刑事施設の適正な運営に資するものである限り、委員会から述べられた意見を尊重して必要な措置を講じなければならないことは、法第7条第2項の趣旨からして、当然のことである。

とはいえ、このような規定を設けることによって、委員会の述べた意見が現状よりは尊重される可能性が高くなると考えられ、このような趣旨の規定を設けること自体に反対するものではない。

しかし、法の趣旨をより明確にするためには、本来は法第7条第2項を改正して法自体に明記すべきであるし、規則に規定するとしても、改正案のように努力義務とするのではなく、下記のとおり、可能な限りは必要な措置を講ずることを義務とし、かつ、委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるための措置を講じないこととした場合又は講ずることができなかった場合には、委員会に対して、措置を講じなかった理由を説明することを義務とするべきである。

記

第6条の2 刑事施設の長は、できる限り、委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 刑事施設の長は、委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるために必要な措置を講じなかった場合には、委員会に対して措置を講じなかった事情を委員会に対して説明するものとする。

なお、委員会の権限強化については、何らの改正も予定されていない。法第7条第2項を改正して、刑事施設の長が必要な手だてをとらない場合には、委員会が矯正管区長や法務大臣に直接意見を述べることができる旨を定めるべきである（改革提言2(1)イ）。

2 運動機会の確保（規則第12条第1項第3号の改正関係）

戸外運動の時間が限られている現状で、それ自体は前進であり評価できる。

しかし、運動機会の拡充のため、新法制定過程に照らしても、あわせて規則第24条第2項も改正して、「一日1時間の運動時間の確保」を明記すべきである（改革提言5(1)）。

3 優遇制度の改善（規則第15条第5項、第53条第3号及び第5号並びに第54条第1項第2号、第2項第1号及び第3項第1号の改正関係）

受刑者の更生意欲を高める方向に働く改正と考えられ、それ自体は前進であり評価できる。しかし、そもそも自弁物品の範囲自体が極めて制限されているという問題があり、優遇措置として使用を許すもののみならず、一般に自弁可能な物品の拡大を検討すべきである。

4 制限区分第四種の処遇改善（規則第49条の2の新設関係）

制限区分第四種の昼夜単独室処遇を少しでも解消の方向に向かわせるものであり、それ自体は前進であり、反対するものではない。

しかし、問題は、要件が厳格な隔離収容（法第76条）の脱法として、制限区分第四種が使用されているところにある。規則第49条の2を新設するだけでは問題の解決にならない。

法第86条に関連して、夜間は単独室、昼間は集団処遇という原則に近づけるべく、「矯正処遇等」以外の場面（例えば、食事、運動、余暇活動）もできる限り集団処遇を行うべきこと、法第76条以外の事実上の昼夜独居拘禁を禁

止する旨の規定を法定すべきである（改革提言17）。

また、規則の改正にとどまるとしても、抽象的に「できる限り集団処遇の機会を付与するよう努めるものとする。」と定めるだけでは、これまでの処遇が続くだけで、改善される可能性はほとんどないものと考えられる。少なくとも、下記のようなものにすべきである。

記

第49条の2 刑事施設の長は、第四種の制限区分に指定されている受刑者（法の規定により隔離されている者を除く。）に対し、上位の制限区分に指定を変更することができるよう働きかけを行うとともに、できる限り集団処遇を行えるよう、二日に一回以上、集団処遇の機会を付与することとする。

5 外部通勤、外出・外泊の促進（規則第57条の2、第65条の2の新設関係）

新法における改革の一つの「目玉」であった外部通勤、外出・外泊の運用が極めて低調であることは、法務省から当連合会に提供された資料によっても明らかである。

省令案が、これらを積極的に推し進めようとする指向に基づくものであるのであれば、その姿勢自体に異論はない。

しかし、位置把握装置の携帯、装着を刑務所外で認めることとなることによって、他の場面での利用が広がり過度の自由制約に道を開くのではないかとの懸念がある一方、位置把握装置の携帯、装着を認めることにより、外部通勤、外出・外泊が増加する保障、裏付けがあるのかについては、疑問なしとしない。

法務省が省令案を提出するにあたっては、その見通しについては全く説明されておらず、そのような見通しの説明も受けないままに、一定の場合に位置把握装置の携帯、装着を認める規則の新設について賛成することはできない。

現状では、まず、位置把握装置を用いなくとも行える外部通勤、外出・外泊を最大限推し進めるべきである。

また、仮に、今後、位置把握装置を用いることによって、外部通勤、外出・外泊が増加する見通しが明らかとなり、位置把握装置を用いることによる懸念が払拭されたとした場合であっても、位置把握装置の形状や使い方に関しては、慎重な検討が必要である。

6 受刑者の電話による通信の運用の拡大（規則第83条第4号の新設関係）

従前の規則第83条は、開放的施設において処遇を受けている場合（第1号）、制限区分第一種・第二種である場合（第2号）、釈放前指導を受けている場合

(3号)に限定されていた。これを広げること自体は、前進であり評価する。

しかし、電話による通信は、本来もっと自由になされてしかるべきものであり、現在の法や規則に定める要件は、それ自体狭すぎるものである。

省令案による「面会することが『極めて』困難」、『親族』、『人道上の観点』、『特に』必要と認める」との要件は、あまりに狭すぎる。

これによれば、運用上、親族や受刑者が危篤であるような場合に限定される危険性すらありうる。もともと、法第146条第1項で「その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるとき」との要件を満たすことが前提であるのであるから、これを前提として、遠隔地である、高齢や身体障がいのため面会に来訪するのが困難であるなども含まれるよう、下記のとおり、例示を含めて、電話による通信のできる場合を広く規定すべきである。

記

第83条

4 遠隔地に居住し又は高齢若しくは身体障がいなどのために面会することが困難である者と法第146条第1項に規定する通信を行うことが必要と認められること。

以上